

平成 30 年度

宮崎県健全化判断比率審査意見書

宮崎県資金不足比率審査意見書

宮 崎 県 監 査 委 員

44100-1100
令和元年9月4日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県監査委員 緒方 文彦
宮崎県監査委員 安樂 健一
宮崎県監査委員 徳重 忠夫
宮崎県監査委員 渡辺 創

平成30年度決算に基づく宮崎県健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条
第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和元年7月31日付け215-
1165で審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の審査を行いました
ので、別添のとおり意見書を提出します。

平成30年度決算に基づく宮崎県健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

（1）健全化判断比率が法令等の趣旨に沿って適正に算定されているか

（2）算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

を主眼として、関係書類と調査照合するとともに、関係部局から説明を求め、慎重に審査を実施した。

2 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率名	平成30年度	平成29年度	比較増減 (ポイント)	早期健全化基準 (参考)
① 実質赤字比率	—	—	—	3.75%
② 連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%
③ 実質公債費比率	11.9%	12.9%	△1.0	25.0%
④ 将来負担比率	113.7%	113.6%	0.1	400.0%

（注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が生じていないため「—」で表示している。

（2）個別意見

① 実質赤字比率について

平成30年度の実質収支は黒字であるため、同比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率について

平成30年度の連結実質収支は黒字であるため、同比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

平成30年度の実質公債費比率は11.9%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率について

平成30年度の将来負担比率は113.7%となっており、早期健全化基準の400.0%を下回っている。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成30年度決算に基づく宮崎県資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 資金不足比率が法令等の趣旨に沿って適正に算定されているか
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

を主眼として、関係書類と調査照合するとともに、関係部局から説明を求め、慎重に審査を実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	平成30年度	平成29年度	比較増減 (ポイント)	経営健全化基準 (参考)
工業用水道事業会計	—	—	—	20%
電気事業会計	—	—	—	20%
地域振興事業会計	—	—	—	20%
県立病院事業会計	—	—	—	20%
えびの高原スポーツレクリ エーション施設特別会計	—	—	—	20%
県営国民宿舎特別会計	—	—	—	20%
港湾整備事業特別会計	—	—	—	20%

(注) 各会計の資金不足比率は、資金不足が生じていないため「—」で表示している。

(2) 個別意見

いずれの会計も平成30年度の資金不足は生じていないため、同比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。